

意見書案第1号

国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成30年1月11日

提出者 文教福祉委員長 橋本佳子

国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の 見直しを求める意見書

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」により、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等、国民健康保険制度が始まって以来の大改革が行われようとしている。

これにより、都道府県は、厚生労働省が策定した「国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に従い、国民健康保険事業に必要な費用を市町村に「納付金」として割り当てを行い、市町村は、「標準保険料率」を参考にしながら国民健康保険税率を決定することになる。

国民健康保険は、被用者保険等に参加できない年金生活者、非正規労働者、無職者、自営業者などが加入する医療保険であり、つくば市では、約29,500世帯、約49,000人が加入している。

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入していることにより、医療費水準が高く、所得水準が低いため、保険料負担が重くなるという構造的な問題がある。また、社会保険と異なり事業者負担がないことから国民健康保険税が高額にならざるを得ないという状況にあり、保険税負担を軽減するため、多くの市町村が、国民健康保険特別会計への赤字繰入れを一般会計から行っているところである。

平成29年11月24日付け、茨城県から当市へ示された平成30年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）は、約70億2,800万円、必要保険料総額は、約63億2,700万円である。平成29年度と比較した場合、平成30年度の一人当たりの保険料は3,117円増加するという数値が示された。現行税率により平成30年度を推計した場合、現状と比較して、一般会計からの繰入れの著しい増加が見込まれることになる。これは、国保広域化の本来の目的である「将来的に一般会計からの繰入解消につなげる」と

いう趣意に逆行するものである。

さらに、納付金における当市の負担増が、県内他市町村への負担軽減に寄与していると考えられるが、積算根拠については、現時点で明確に示されていない。これには、国民健康保険加入者はもちろん、被用者保険に加入している市民には、到底理解が得られないものと容易に想像される。

社会保障制度としての国民健康保険制度を維持し、自治体及び市民負担の軽減のため、以下の点を実施するよう、見直しを強く求める。

- 1 国に対し、国民健康保険への国庫負担率の引上げを求めること。
- 2 保険税の引上げとならないよう財政措置を講じること。
- 3 県が算定した「国保事業費納付金」「標準保険料率」等の算定方法が不明瞭なため、明確な説明をすること。
- 4 他の市町村に比べて増加する要因について、内容を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年1月11日

つくば市議会

提出先 茨城県知事